

取 扱 基 準

名 称	新潟市融資制度貸付金利子補給金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	市制度融資を借り受けた中小企業者に対して、貸付利子の全部を補給金として補助することにより、中小企業者の資金調達環境の安定化を図る。
目 標	数値化□ 非数値化■
	中小企業者の負担軽減を図り、地域経済の活性化を目指す。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 経済情勢や利用実績などを総合的に判断し評価する。
補助事業者	公表していません。(融資の利用に伴う補助制度のため、公表することにより利用者に不利益が生じる可能性があるため)
補助対象経費の内容	中小企業開業資金(特定創業支援枠)の貸付利子
補助額 及びその算定方法 又は補助率	中小企業開業資金(特定創業支援枠)の融資実行後3年間の利子全額 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 新規創業者を支援することが、地域経済の活性化及び雇用創出の場づくりに資すると認められるため。
開始時期	令和 3年 4月 1日
評価の時期	令和 5年 9月30日
終 期	令和 6年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 可能な限り新潟市の補助金を受けている旨表示する。
	〔媒体〕 ホームページ、パンフレット
担当部署	経済部 商業振興課 総務・制度融資グループ 電 話 025-226-1629 (直通) e-mail shogyo@city.niigata.lg.jp